

●香川県告示第408号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、土庄中央第1加入区及び土庄中央第2加入区について、平成19年香川県告示第491号による保険に付すべき義務は、平成23年10月22日限り消滅したので告示する。

平成23年10月25日

香川県知事 浜 田 恵 造